

**益田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024**

**1. 目的**

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、益田市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の所有者、居住者または管理者に対し、直接的な住宅の耐震化の意識啓発及び情報の提供を行うと共に、耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み等を実施することで、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

**2. 位置付け**

アクションプログラムは、益田市耐震改修促進計画（平成30年3月改定）を補完するものとして位置付ける。

**3. 取組内容・目標・実績**

<b>計 画</b>	<b>令和5年度取組内容</b>	<b>令和6年度目標</b>
	<p><b>【財政的支援】</b> 住宅の耐震診断費、耐震改修費に対する一部補助を実施</p> <p><b>【普及啓発等】</b></p> <p>①住宅所有者に対する直接的な啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象建築物の住宅所有者に対し、個別訪問、パンフレット等の配布により住宅の耐震化の必要性や市の補助制度等の情報提供を行う。</li> </ul> <p>②耐震診断実施済みの住宅所有者に対する耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断を実施した住宅の所有者に対し、耐震診断報告時に耐震改修補助制度等の説明等を行う。</li> <li>一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、訪問、電話連絡およびダイレクトメール等により耐震改修を促す。</li> </ul> <p>③改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が実施する改修事業者を対象とした講習会の開催に協力する。</li> <li>県が作成する「島根県木造住宅耐震診断士登録名簿」及び「島根県耐震改修設計施工技術者名簿」をホームページ等で公表する。</li> </ul> <p>④益田市民への耐震化に係る普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌やホームページに、耐震化の必要性や益田市の補助制度等について掲載する。</li> <li>住宅の耐震啓発に係るパンフレット等を窓口にて配布する。</li> <li>庁舎ホール等にて住宅の耐震啓発ブースを設置する。</li> </ul>	<p>耐震診断実施戸数 : 8戸 耐震改修等実施戸数 : 3戸</p> <p><b>前年度までの実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H30年度～R2年度まで補助利用実績なし</li> <li>R3年度 診断1戸</li> <li>R4年度 診断1戸 総合支援(建替)1戸</li> <li>R5年度 総合支援(建替)1戸</li> </ul> <p><b>前年度までの課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化に対する、住宅所有者の意識の向上</li> <li>補助制度の市民へのさらなる周知</li> </ul> <p><b>改善策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税納税通知書送付封筒に補助制度概要を記載したDMを引き続き送付する。</li> <li>広報、告知端末、HP、ケーブルTV等の様々な広報手段を用いて耐震対策の啓発・周知を行う。</li> <li>耐震診断費の補助金額の増額し、申請者の負担軽減を行う。</li> </ul>
<b>自 己 評 価</b>	<b>前年度の取組実績</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの作成・配布を行った。</li> <li>固定資産税納税通知書送付封筒に補助制度概要を記載したDM送付を行った。</li> <li>広報、告知端末、HP等を活用し、啓発・周知を行った。</li> </ul>	